様式第１（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人廃棄物・３Ｒ研究財団

理　事　長　 梶原　成元 　殿

　　　　　　　　　　　 　　　　　　補助事業者　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名

（押印省略）

令和６年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

（先進的な資源循環投資促進事業）事前着手届出書

令和６年度から令和８年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（先進的な資源循環投資促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第３条第７項の規定に基づき事前着手について下記のとおり届け出ます。

記

１．交付申請（を予定）している間接補助事業の概要

２．事前着手が必要となる事業内容

３．事前着手開始日

　　　　　年　　月　　日

４．事前着手が必要となる理由

５．間接補助事業開始が遅れた場合に生じる影響（概要・300字程度）

【共同申請の場合】共同申請する事業者すべての名称

注　交付規程第３条第３項の規定に基づき共同で交付申請（を予定）している場合は、代表事業者が申請すること。

【**誓約事項】必ずチェックしてください。**

必須　公募要領を確認し、間接補助対象事業者の要件を満たしていること。

□　理解した

必須　事前着手届出受理通知書を得た場合、「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても間接補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（入札、相見積など）が行われていないと補助対象経費となりません。

□　理解した

必須　「事前着手開始日として認める日」は令和６年●月●日又は事前着手届出受理通知書発出のいずれか遅い日以降となります。令和６年●月●日より前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は間接補助対象となりません。

□　理解した

必須　事前着手届出書や事前着手届出受理通知書は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

□　理解した

必須　事前着手届出受理通知書が得られた場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

□　理解した

必須　事前着手届出受理通知書に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となります。

□　理解した

必須　事前着手届出受理通知書が得られなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は本補助対象外となります。

□　理解した